

<以下試訳ですので、使用に当たっては原文をご確認ください>

安委办〔2024〕1号
国务院安委会办公室关于
印发《安全生产治本攻坚三年行动方案
(2024-2026年)》子方案的通知

(訳_《安全生産について根本的に解決・対処する為の3ヶ年行動計画(2024-2026年)》)

各省、自治区、直轄市及び新疆生産建設兵団の生産安全委員会、および国務院安全委員会各構成部門、関連中央企業に通知する： 国務院安全委員会全体会議の精神を誠実に実行し、<<安全生産を根本的に維持対応する為の3ヶ年行動計画(2024~2026年)>>の実施を促進するため、国務院安全委員会の各構成部門が主導して31の行動計画草案を作成し、国務院安全委員会事務局の審査を経て、ここに各部署に発行する。・・・以下省略・・・。

国务院安委会办公室 2024年1月23日

附件

安全生产治本攻坚三年行动(2024-2026年)子方案	頁
1.教育系统安全生产治本攻坚三年行动方案(2024-2026年)	5
2.工业和信息化系统安全生产治本攻坚三年行动方案(2024-2026年)	11
3.公安系统安全生产治本攻坚三年行动方案(2024-2026年)	17
4.民政系统安全生产治本攻坚三年行动方案(2024-2026年)	26
5.自然资源系统安全生产治本攻坚三年行动方案(2024-2026年)	32
6.生态环境系统安全生产治本攻坚三年行动方案(2024-2026年)	36
7.住房城乡建设系统安全生产治本攻坚三年行动方案(2024-2026年)	39
8.交通运输系统安全生产治本攻坚三年行动方案(2024-2026年)	46
9.水利系统安全生产治本攻坚三年行动方案(2024-2026年)	56
10.农业农村系统安全生产治本攻坚三年行动方案(2024-2026年)	62
11.商务系统安全生产治本攻坚三年行动方案(2024-2026年)	76
12.文化和旅游系统安全生产治本攻坚三年行动方案(2024-2026年)	73
13.卫生健康系统安全生产治本攻坚三年行动方案(2024-2026年)	81
14.化工和危险化学品安全生产治本攻坚三年行动方案(2024-2026年)	87
15.工贸安全生产治本攻坚三年行动方案(2024-2026年)	94
16.中央企业安全生产治本攻坚三年行动方案(2024-2026年)	102
17.海关系统安全生产治本攻坚三年行动方案(2024-2026年)	112
18.市场监管系统安全生产治本攻坚三年行动方案(2024-2026年)	115
19.广播电视系统安全生产治本攻坚三年行动方案(2024-2026年)	123
20.体育系统安全生产治本攻坚三年行动方案(2024-2026年)	127
21.气象系统安全生产治本攻坚三年行动方案(2024-2026年)	132
22.粮食和物资储备系统安全生产治本攻坚三年行动方案(2024-2026年)	139
23.能源电力系统安全生产治本攻坚三年行动方案(2024-2026年)	148
24.烟草系统安全生产治本攻坚三年行动方案(2024-2026年)	159
25.林草系统安全生产治本攻坚三年行动方案(2024-2026年)	164
26.铁路系统安全生产治本攻坚三年行动方案(2024-2026年)	169
27.民航系统安全生产治本攻坚三年行动方案(2024-2026年)	183
28.邮政系统安全生产治本攻坚三年行动方案(2024-2026年)	190
29.文物系统安全生产治本攻坚三年行动方案(2024-2026年)	194
30.矿山安全生产治本攻坚三年行动方案(2024-2026年)	200
31.消防安全治本攻坚三年行动方案(2024-2026年)	213

<以下14. 番目のみ抄訳>

14. 化工和危险化学品安全生产治本攻坚 三年行动方案（2024—2026 年）

安全生产に関する習近平総書記の一連の重要な指示の精神を誠実に実行し、化学工業及び危険化学品の安全生产基盤を更に強化し、重大・特大生産安全事故を効果的に防止・抑制するために、<<安全生产について根本的に解決・対処する為の3ヶ年行動計画（2024年～2026年）>>の要求に基づき、应急管理部門が実際の業務に基づいてこの計画を策定した。

【1】業務目標

3年間に亘る根本原因に対する取り組みの後に、化学品及び危険化学品企業（化学工業、医薬企業、危険化学品生産及び販売企業、陸上及び海上の石油・ガス採掘企業、花火・爆竹の生産・販売企業）は、発展と安全理念の統合調整を更に強化し、安全生产責任体系と安全リスクの予防・制御を継続的に改善し、本質安全レベルと従業員の能力・技能を更に向上させ、リスクの監視・早期警報システムと基本的支援体制を更に充実させ、“第14次5ヶ年計画”に於ける危険化学品安全生产計画の重点目標を完遂し、化学工業及び危険化学品の安全管理モデルを事前予防型へ転換することに於いて新たな進歩を遂げて、全国の化学工業事故及び軽大事故の総数が大幅に減少して、重大・特大事故が効果的に抑制している。

【2】主要任務

(1)安全許可審査・レビューを展開する。

省級应急管理部門は、2021年以降の危険化学品建設プロジェクトに対する安全施設の“3つの同時性”及び2021年以降に発行された危険化学品生産企業に対する安全許可条件について現地レビューを実施し、無許可工事や安全生产許可条件を満たしていない等の法令・規則違反が判明した場合には、直ちに是正させると共に厳正な調査・処罰を行う必要がある。危険化学品建設プロジェクトの安全審査を厳格に実施し、**ニトロ化、過酸化、ジアゾ化、フッ素化、塩素化を含む生産プロセス（以下、高危険性生産プロセスと略称する）**に対しては、**省級应急管理部門が組織して実施するものとする。**

2024年末迄に、化学産業の移転に関与する省級应急管理部門は重点監督管理する危険化学工業生産プロセス、及び重大危険源の試生産プロジェクトの安全施設に対して、“3つの同時性”及び試生産計画の検証状況に対して審査する必要がある。

2026年末迄に、市級以上の政府関連部門は共同で、“2つの重点と1つ重大”（危険化学品の重点監督・管理、危険な化学工業プロセスの重点監督・管理、及び重大危険源）を含む危険化学品建設プロジェクトに対する安全リスクの予防・管理体制を確立する必要がある。

(2)安全生产の監督と法執行を強化する。

省級应急管理部門は毎年、陸上の主要な石油掘削現場に対して全面的な法に基づく検査を実施し、継続的に化学品の登録及び識別・分類に関する法執行の監督管理を実施し、“2つの重点と1つの重大”を含む危険化学品の生産・販売企業に対して2025年末迄に法に基づく検査を一通り完了する。・・・省略・・・。

(3) 安全に関する専門的管理を実施します。

省級应急管理部門は、化学品及び危険化学品企業に対して安全作業に関する専門的訓練を実施し、特殊作業、検査保守作業、圧力密閉作業、圧力掘削等の安全作業を日常の監督・管理、法執行検査等の必須項目に含め、一元的に処理し、法規則違反行為を纏めて摘発する必要がある。・・・省略・・・

(4) 重大危険源等の安全リスクの予防・管理を強化する。

重大危険源を有する企業の“消地协作”（現地消費提携）に対する特別検査・監督を組織的に実施し、企業が主体的に責任を持ち、重大危険源の安全確保責任を厳格に実施し、安全リスクのコミットメントを公表するようにする。高い危険性を有する分野における“2+X”リスク管理・制御及び専門家指導サービスの作業体制を改善する。**毎年、硝酸アンモニウム、ニトロ化、石油・ガス貯蔵、花火・爆竹等の企業や、化学工業産業移転の重点県や化工园区等に対して、専門家による指導サービスを行う。**《化工企業の液化炭化水素貯蔵タンク区域の安全管理規範》及び《化工企業の可燃性液体常圧貯蔵タンク区域の安全管理規範》を策定し、・・・省略・・・

(5) 高リスクプロセス企業の全プロセス自動化変革を促進する。

関連企業のアップグレード改造を促進し、“**化学企業に於ける高危険性プロセスの全工程自動化改造ガイドライン**”を策定・発行する。**まず2024年末迄にニトロ化工程の改造を完了し、2026年末迄にジアゾ化、過酸物化、フッ素化、塩素化工程の改造を完了する。**反応安全リスク評価で工程リスク等級3以上の高リスク工程を有する企業に対して、マイクロリアクターやフローリアクター等の新設備や新技術の適用を引き続き推進する。

(6) 安全なプロセス技術及び設備への更新、高度化を推進する。

“危険化学品について排除する旧式な安全生産プロセス技術と設備目録”を作成・発行し、関連企業が要件に応じて是正、改造、撤退することを促進する。**ニトロ化工程を有する企業は、“目録”の要件に従って、2025年末迄にマイクロリアクターやフローリアクター等の新設備や新技術の導入を完了しなければならず、未完了の場合には法律に基づいて生産停止や撤退を命じる。**安全距離が不十分な都市市街地や人口密集地域にある高危険性の石油・ガス貯留タンクは・・・省略・・・。潜在危険性リストに登録されている旧式装置を有する危険化学品生産企業は、2025年末迄に全てを改善して登録を抹消し、旧式装置の主要な動的・静的設備は2026年末迄にアップグレード改造を完成させる。

(7) 化工园区の安全向上事業を推進する。

“十有两禁”（“十有”とは、計画体制・管理機関・人事・管理体制、“四至”（4つのエリア）、土地利用計画の周辺安全管理ライン、公共事業と補助機能施設、閉鎖しての管理、危険化学車両専用駐車場、情報プラットフォーム、化学安全技能訓練基地、消防施設（特別消防署）が有ること；“两禁”とは、「禁止・制限・管理」目録であり、居住の禁止と労働集約型企業の禁止である）が主要な業務内容であり、“一园一策”（化工园区毎に改善策を立てる）による改善を更に推進し、労働集約型企業と住民の移転を秩序正しく推進し、重点化学産業集積地区における重大リスク

の予防・管理プロジェクトを実施する。D級に達していない化工園區の拡張は原則として認められない。2024年末迄に、認定・公布された化工園區は基本的に“十有”の建設課題を完了し、認定・公布された化工園區の約60%がD級に達している。2025年末迄に、認定・公布された化工園區の約90%がD級に達する。

(8) 安全生産標準化システムの構築を推進する。

危険化学品企業の安全生産標準化体系の構築を継続的に推進し、“危険化学品生産企業の安全生産標準化格付け標準”を発行し、格付け組織と審査プロセスを厳格に管理し、安全生産標準化構築の抜打ち検査を実施する。・・・省略・・・。

(9) 危険化学品の安全性リスク管理・制御のデジタル変革プロジェクトを推進する。

“工業用インターネット+危険化学品安全生産”の構築を徹底的に推進し、関連情報システムの構築、応用、統合を調整し、“ワンログインでの情報交換”の実現を推進する。危険化学品の安全生産リスクの監視・早期警告機能を向上させるプロジェクトを継続し、**2025年末迄に、全ての重大危険源とニトロ化、過酸化、ジアゾ化のプロセス装置を監視データの必要に応じてシステムに接続させる。**二重防止機能のデジタル化システムの構築と適用を強化し、2024年末迄に高危険性プロセスを有する化学企業は、二重防止機能をデジタル化システムに適用する。・・・省略・・・。

(10) 人材の専門的資質・能力向上プロジェクトを実施する。

2024年末迄に、危険化学品企業の労働災害防止能力を向上させる研修プロジェクトの第1弾を完了し、労働災害防止能力を常態化したものとして向上し強化する。2026年末迄に、・・・省略・・・。

(11) 花火・爆竹の安全性向上事業を推進すること。

集中区の変革・アップグレードを強力に推進し、自動化生産実証企業と一流ブランド企業を育成する。継続的に生産企業の本質安全レベルの向上を推進し、剥き出しの医薬品作業現場や帯電防止施設を改造し、複合花火・二重爆破等の手作業充填の生産工程を廃止する。・・・省略・・・。

【3】 应急管理部の支援措置

(1) 全体的な規格・調整を強化する。

各地区の应急管理部門は、《危険化学品の安全生産について根本的に対処する3年行動計画(2024-2026年)》を重視し、根本的に対処する上で出現した問題を速やかに調査検討し・・・省略・・・。

(2) 政策支援を強化する。

各地区の应急管理部門は、地域の実状と特別な重点目標を組み合わせ、関係部門と調整して、

対応する優先支援政策を策定する必要がある。プロジェクトへの参加、財務、融資、技術サービスなどの面でのサポートを強化し・・・省略・・・

(3) 例示（デモンストレーション）を強化する。

各地区の応急管理部門はテレビ、ラジオ、新聞、インターネット等のメディアを最大限に活用して、特別是正措置の各段階に於ける重点任務の進捗状況に応じて、優れた経験と実践をタイムリーに宣伝し・・・省略・・・。

(4) 適切な監督サービスを提供する。

各地区の応急管理部門は、根本的に対処するための作業計画とスケジュール表に基づいて、督促、指導、検査を強化し、各重点任務が計画通りに進むようにする必要がある・・・省略・・・。

以上